

第2次半田市地域福祉計画

計画期間：2021年度～2025年度(令和3年度～7年度)《5年間》



2021年(令和3年)3月

半田市

第2次半田市地域福祉計画の策定にあたって

地域のサロンや住民同士の助け合い組織を始め、様々な地域活動にエネルギーに取り組んでおられる市民の皆さまの笑顔に触れるにつけ、そのご尽力に敬服するとともに、本市の地域の底力を実感いたします。

しかしながら、近年は、少子高齢化や高度情報化、経済のグローバル化が急速に進展し、私たちの暮らしも目まぐるしく変容しつつあります。生活スタイルや価値観が多様化し、過度の個人主義や地域のつながりの希薄化などが社会問題となっています。「無縁社会」や「格差社会」といった言葉も、そのような時代変化の産物だと言えるでしょう。

引きこもりや孤独死、貧困や虐待など、生活課題も多様・複雑なものになる中、いくつもの問題が絡み合い出口のない不安感に苛まれているご家庭や、社会とのつながりが乏しく適切な支援の届いていない方々の増加が懸念されます。

こうした状況下でありながらも、本市の誇る地域力のさらなる発展と、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指して、この度、「第2次半田市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、平成22年度にスタートしました第1次となる「半田市地域福祉計画」の基本理念「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」を継承し、これまでに築き上げられてきた本市の地域福祉活動基盤の継続・発展と、行政及び関係機関の分野横断的な連携による相談支援の充実を進めていくこととしています。

また、これら福祉活動の原動力となる「人財」の確保・育成に力を入れるとともに、解決すべき福祉課題には関係者が集いプロジェクト・チームを編成して討議すると掲げたことが本計画の特色です。

市民の皆さま、関係者の皆さまには、本市の地域福祉施策の推進について、一層のご理解とご協力、そして積極的な参画をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見とご提言を賜りました半田市地域福祉計画策定委員会の皆さま、アンケートにご協力いただきました市民の皆さま、並びに全ての関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月

半田市長 柳原純夫



「ふだんのくらしのしあわせ」の実現をめざして

第1次半田市地域福祉計画（以下、「第1次計画」という）が策定されたのは、平成22年のことでした。行政計画でありながら、市職員だけではなく地域住民や福祉関係の専門職の方々もその策定に熱心に参加されました。私も当時、作業部会委員として関わらせていただくことができました。グループワークや対面調査などを通じて、住民・専門職・行政が膝を突き合わせ、真摯に議論し、まさに手作りでできあがった素晴らしい計画であると思っています。

第1次計画では、「ふくし井戸端会議」をはじめ様々な取組が実施されました。地域住民が主体のサロンや子ども食堂が増え、一人暮らしの高齢者等の困りごとを解決する「お助け隊」も市内各所で生まれました。

また、第1次計画が策定される前は「地域福祉の階層」という考え方はなかったように思います。地域住民が主体的に福祉活動に参加する階層を「第3層（小学校区）」、専門職が活躍する階層を「第2層（中学校区）」と位置付けたことは画期的で、今日ではすっかり定着した感があります。

そして今、第2次半田市地域福祉計画が策定されました。第1次計画から10年あまりが経過し、半田市でも少子高齢化の進行や従来の制度だけでは支援できない「困りごとを抱えた人たち」が増えてきています。

第1次計画で提唱された基本理念「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」が継承され、地域共生社会の実現を目指した計画になっていると思います。特に「困っている人をしっかり支える」ことに重点を置き、地域住民と専門職と行政がより協働していくことが期待されています。

この計画を推進することにより、私たちの暮らす半田市がより良い「まち」となることを心より願っています。

令和3年3月

半田市地域福祉計画策定委員会
委員長 鷺野林平
(社会福祉法人半田同胞園)



《目 次》

第1章 計画の策定にあたって 1

- 第1節 計画策定の趣旨 2
- 第2節 計画の位置付け 2
- 第3節 計画期間 3
- 第4節 策定体制 4

第2章 半田市の状況 5

- 第1節 統計データ等から見た状況 6
 - Ｌ (1) 人口の推移 6
 - (2) 高齢者の状況 7
 - (3) 障がい者の状況 9
 - (4) 子どもの状況 10
 - (5) その他の状況 11
- 第2節 市民意識調査等から見た課題 15
 - Ｌ (1) 地域のつながり等について 15
 - (2) 困りごとの相談等について 16
 - (3) 地域活動の担い手について 16
 - (4) その他 16

第3章 基本理念等 17

- 第1節 基本理念等 18
- 第2節 地域福祉活動の階層 19

第4章 基本目標と施策体系 21

- 第1節 基本目標 22
- 第2節 施策体系 24

第5章 推進施策と主な取組 25

- 基本目標1 ささえあいの地域づくり 26
 - Ｌ 推進施策 (1) 地域福祉活動基盤の発展推進 . . . 26
 - (2) 防災・減災の推進 27
- 基本目標2 包括的・重層的・伴走的な相談支援 . . . 29
 - Ｌ 推進施策 (1) ふくし相談窓口等の拡充 29
 - (2) 相談支援機関の連携強化等 29
 - (3) 生活困窮者等自立支援の充実 30

基本目標3	ふくし人財の確保・育成	32
L	推進施策(1) 地域福祉の担い手育成	32
	(2) 介護人材等の確保支援	32
基本目標4	課題解決の仕組みづくり	34
L	推進施策(1) 課題解決の仕組みづくり	34

第6章 計画の推進にあたって 35

(1)	地域福祉計画推進委員会	36
(2)	地域福祉計画推進コア会議	36

参考資料 37

1. 用語解説	38	4. 地域課題レポート	52
2. 策定過程	40	5. アンケート結果	61
3. 作業部会レポート	42	6. 名簿	87

第2次半田市地域福祉計画とSDGs

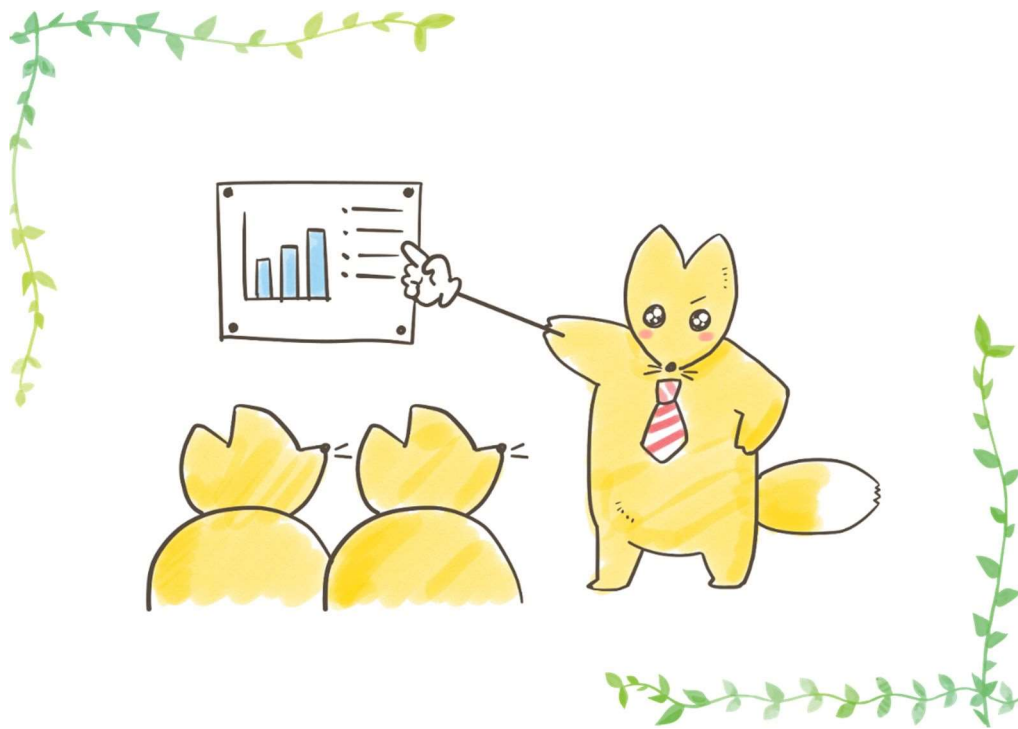
SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 年 (2030 年) までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国では、「SDGs 実施指針改定版」(令和元年 12 月 20 日)において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体における SDGs 達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている」とされています。

そこで、本計画とSDGsの目標を関連付け、SDGsの推進を図ります。

SDGs ロゴと 17 の各目標に対応するゴール	本計画に関連するゴール
	

第1章 計画の策定にあたって



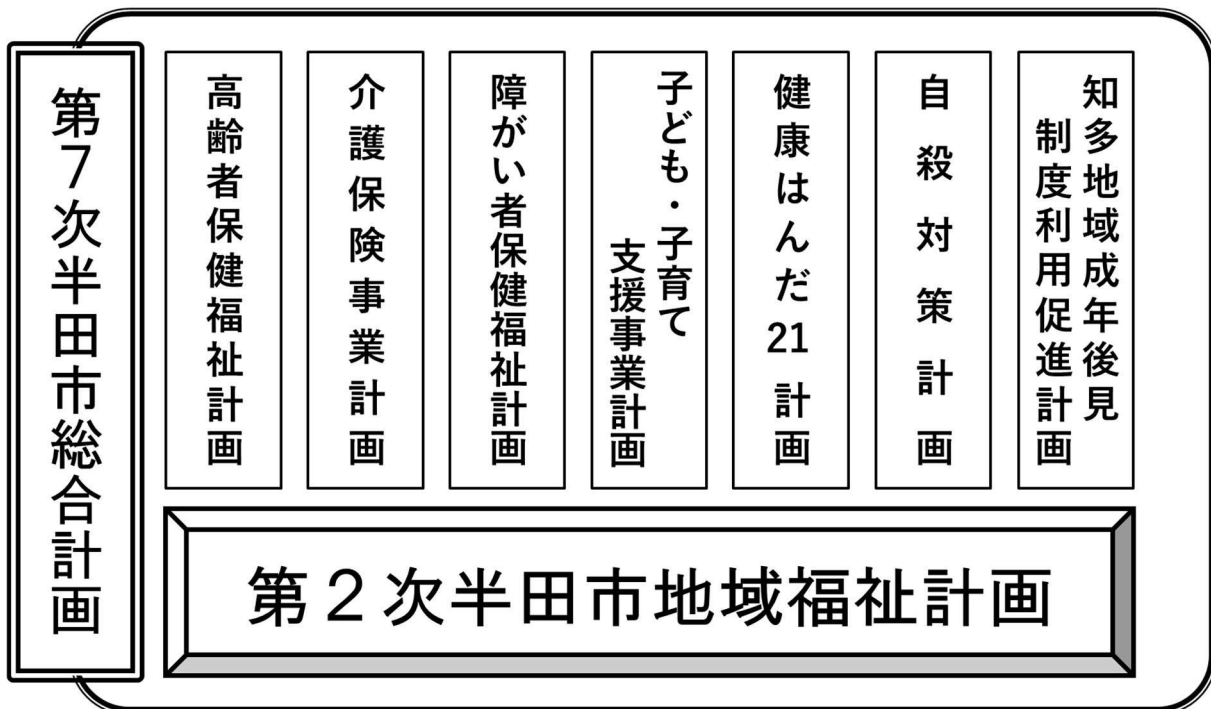
第1節 計画策定の趣旨

平成22年度にスタートした第1次半田市地域福祉計画（計画期間は平成22年度～31年度までの10年間で予定していましたが、令和元年度（平成31年度）に次期計画の策定年度を第7次半田市総合計画の策定年度と合わせるため1年間の期間延長を決定し、令和2年度までの11年間としました。）の期間満了に伴い、これを継承するものとして第2次半田市地域福祉計画を策定します。

これまでに市民のみなさんや福祉活動団体などの関係機関と協力・連携して築き上げてきた半田市における地域福祉活動基盤を継続・発展させるとともに、社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題にも果敢に挑戦していくことを目指します。

第2節 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条（市町村地域福祉計画）の規定に基づき定めるもので、「半田市総合計画」や関連する各分野の個別計画と強いつながりを持ちながら、広い視野で地域福祉の実現を目指す計画となります。



第3節 計画期間

この計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
 なお、計画の進捗状況の把握と評価、他計画との整合を図ること等を目的として、令和5年度に中間見直しを行うこととします。

計画（年度）	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総合計画												●
地域福祉計画					○		●			●		●
関連する分野別計画	高齢者保健福祉計画				●			●			●	
	介護保険事業計画				●			●			●	
	障がい者保健福祉計画				●			●			●	
	子ども・子育て支援事業計画					●					●	
	健康はんだ21計画					●					●	
	自殺対策計画					●					●	
	成年後見制度利用促進計画				○		●			●		●

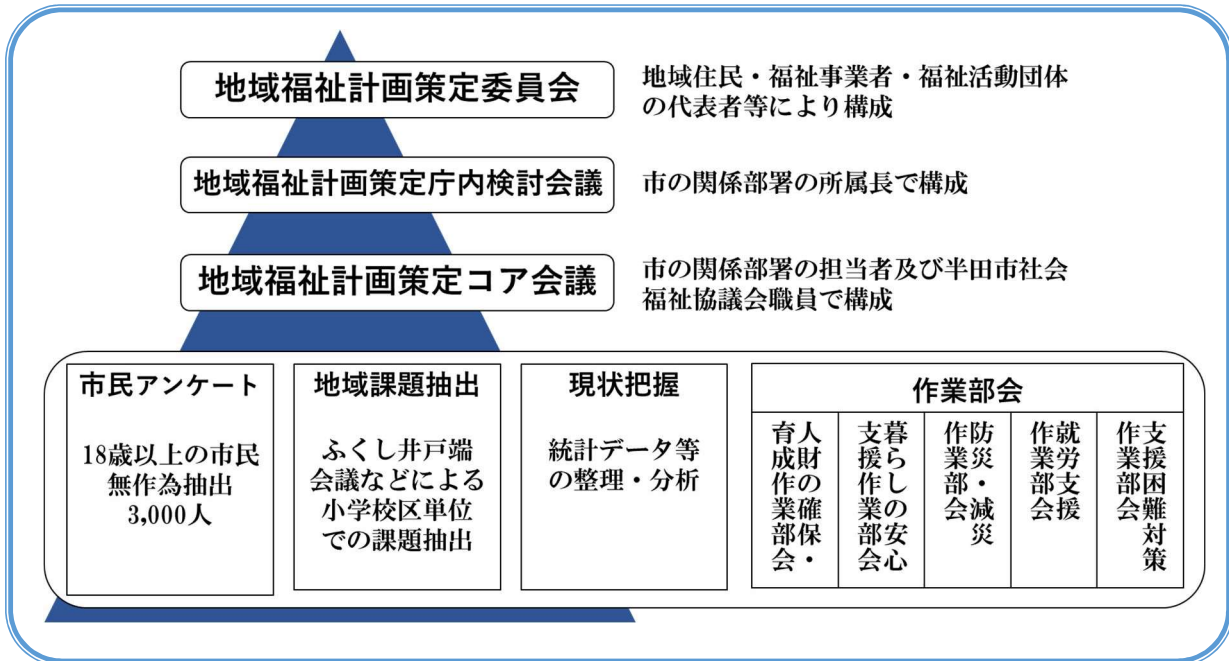
○：現計画の見直し予定年度（※総合計画は必要に応じて中間年度に見直し）

●：次期計画の策定予定年度及び見直し予定年度



第4節 策定体制

この計画は、市民アンケートによる意識調査や、小学校区単位の「ふくし井戸端会議」等による地域課題の抽出、福祉事業者・福祉活動団体等にご参加いただいたテーマ別作業部会による協議・検討を行った上で、「半田市地域福祉計画策定委員会」等による審議を経て策定しました。



コラム

①

半田市内初！地域活動支援センターがオープン！

令和2年7月から、障がいのある方の活動の場として「フリースペース パーチ」を開所しました。ここは、障がいのある方が気軽に立ち寄ることができる「居場所」であり、仲間と共に社会活動へ参加していくための場所です。

現在は、カードゲームや茶話会、季節のイベントのほか、マスク製作等の創作活動を実施しています。利用者の皆さんで企画し、活動をしています。

障がいのある方も、たくさんの人と交流しながら個性や能力を発揮できるよう、どんな人にとっても暮らしやすい地域づくりを目指しています。



☆半田市の方であれば、簡単な登録をすることで、無料で利用することができます。

第2章 半田市の状況



第1節 統計データ等から見た状況

(1) 人口の推移

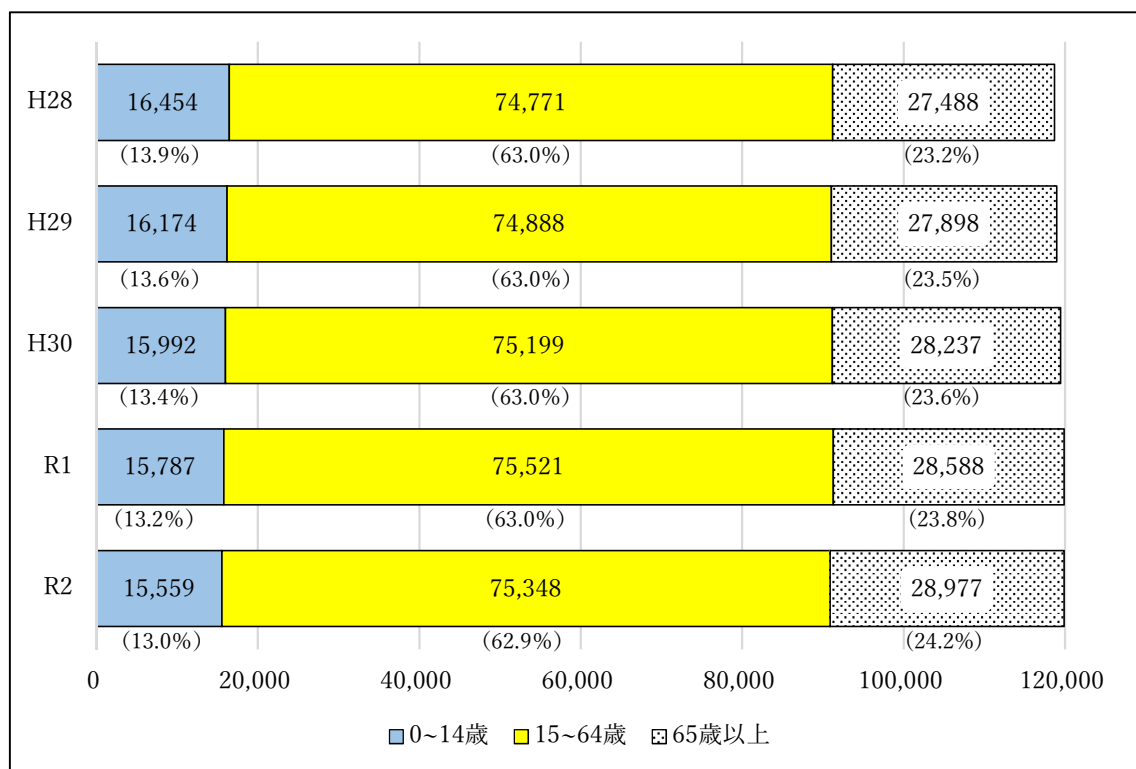
令和2年4月現在の総人口は119,884人で、過去5年間で1.0%増加しています。年代別では、65歳以上が5.4%、15～64歳が0.8%増加しています。一方、0～14歳は5.4%減少していることから、今後の総人口は緩やかに減少していくものと考えられます。

なお、本市の第7次総合計画では、10年後(令和12年)の人口を116,504人と見込んでいますが、計画の推進を通じて、多くの若い世代を中心に定住を促すことで、政策人口を加味した118,000人を計画目標人口としています。

[人口推移]

(各年4月1日現在、単位:人)

年代別人口	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
0～14歳	16,454	16,174	15,992	15,787	15,559
15～64歳	74,771	74,888	75,199	75,521	75,348
65歳以上	27,488	27,898	28,237	28,588	28,977
計	118,713	118,960	119,428	119,896	119,884



※各項目の構成比(%表示)は、小数点以下第2位を四捨五入しており、内訳の合計が100.0%にならない場合があります(以下同じ)。

(2) 高齢者の状況

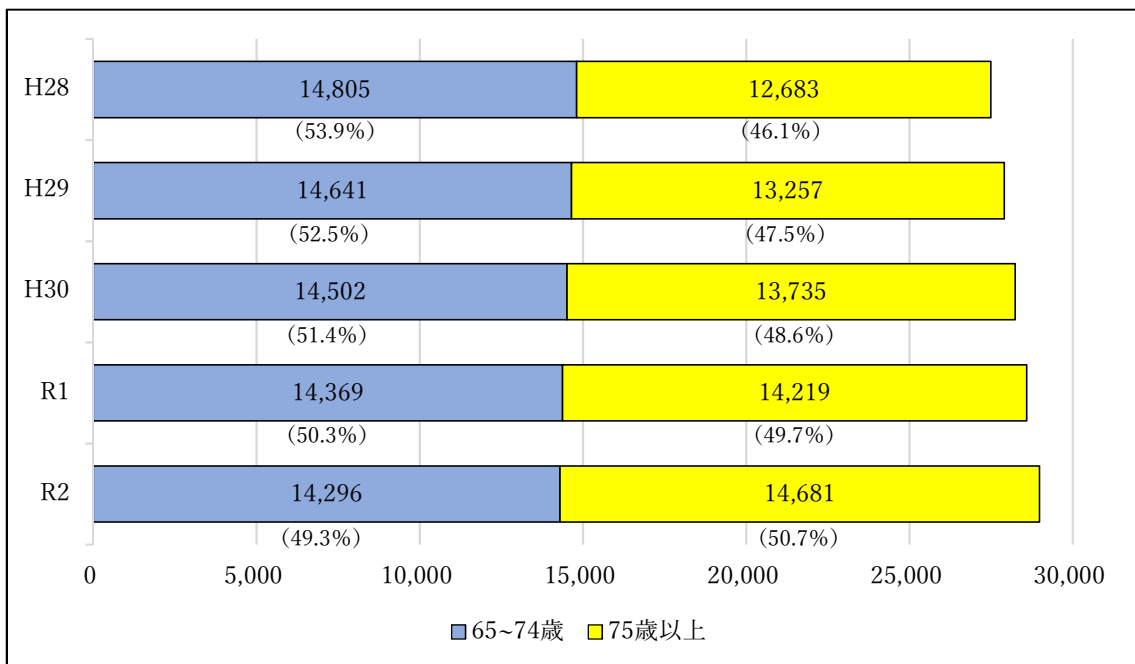
令和2年4月現在の65歳以上人口は28,977人（総人口に占める割合は24.2%）で、過去5年間で5.4%の増加となっています。内訳を見ると65～74歳の前期高齢者が3.4%減少、75歳以上の後期高齢者が15.8%増加しています。当面、このような傾向が続くものと考えられます。

要介護認定者の状況を見ると、全体としては過去5年間で12.4%増加していますが、令和元年度から令和2年度にかけては増加率が鈍化しています。今後の動向を注視する必要があります。

[高齢者人口推移]

（各年4月1日現在、単位：人）

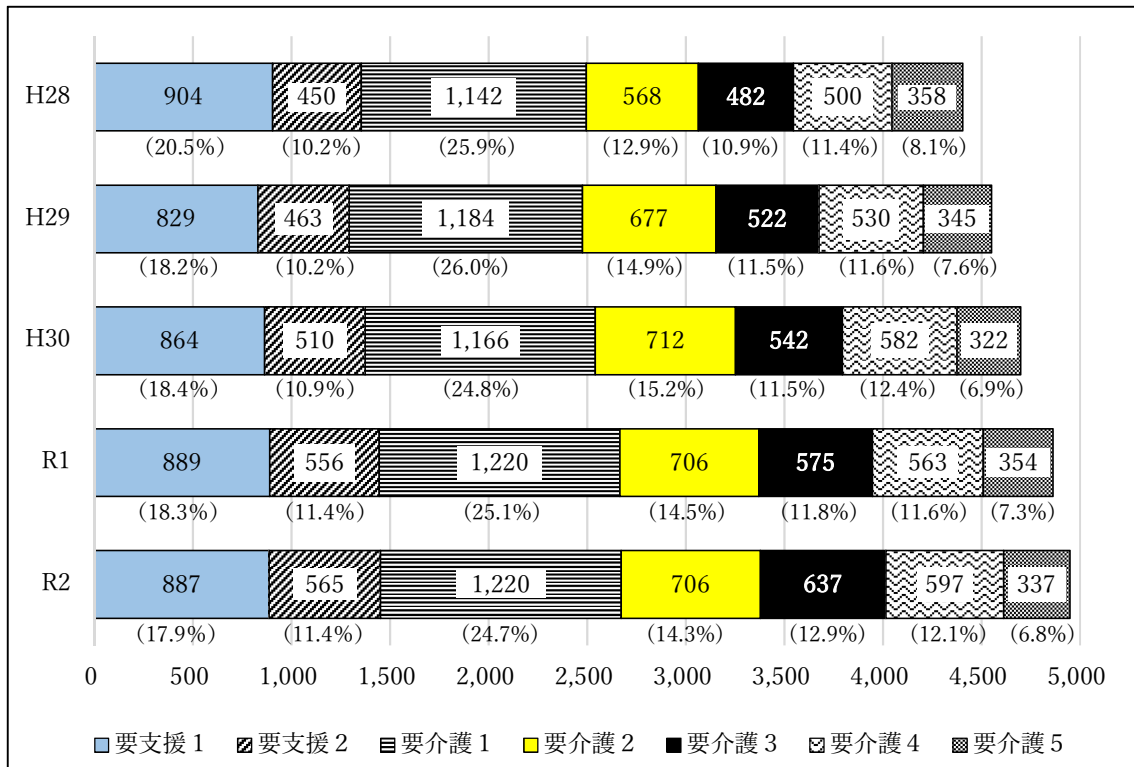
高齢者人口	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
65～74歳	14,805	14,641	14,502	14,369	14,296
75歳以上	12,683	13,257	13,735	14,219	14,681
計	27,488	27,898	28,237	28,588	28,977



[要介護認定者推移]

(各年4月1日現在、単位:人)

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
要支援1	904	829	864	889	887
要支援2	450	463	510	556	565
要介護1	1,142	1,184	1,166	1,220	1,220
要介護2	568	677	712	706	706
要介護3	482	522	542	575	637
要介護4	500	530	582	563	597
要介護5	358	345	322	354	337
計	4,404	4,550	4,698	4,863	4,949



(3) 障がい者の状況

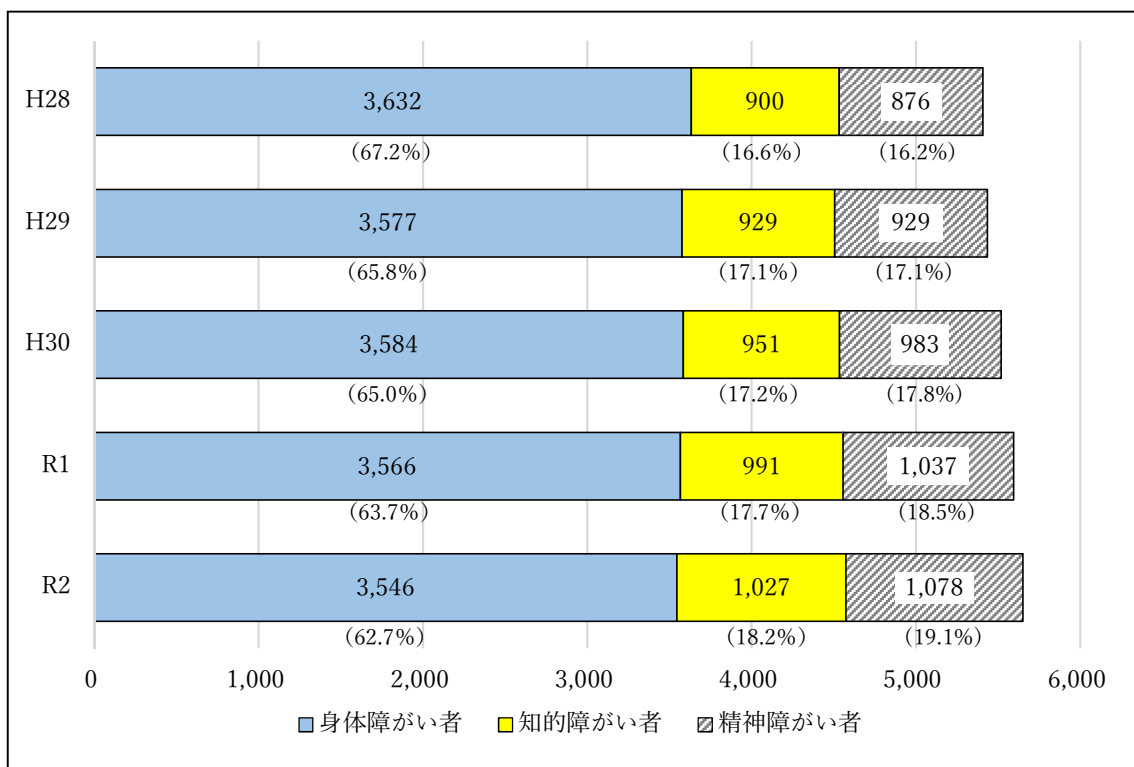
令和2年4月現在の障がい者手帳交付者数は5,651人で、障がいの種類別構成比では身体障がい 62.7%（うち肢体不自由※52.6%、内部障がい※33.0%、その他 14.4%）、知的障がい 18.2%、精神障がい 19.1%となっています。

手帳交付者の総数は年々増加しており、身体障がいは過去5年間で 2.4%減少しているものの、知的障がいが 14.1%、精神障がいが 23.1%、それぞれ増加している状況です。今後もこの傾向が続くものと考えられます。

〔 各種手帳交付者数推移 〕

(各年4月1日現在、単位:人)

手帳種別	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
身体手帳	3,632	3,577	3,584	3,566	3,546
療育手帳	900	929	951	991	1,027
精神手帳	876	929	983	1,037	1,078
計	5,408	5,435	5,518	5,594	5,651



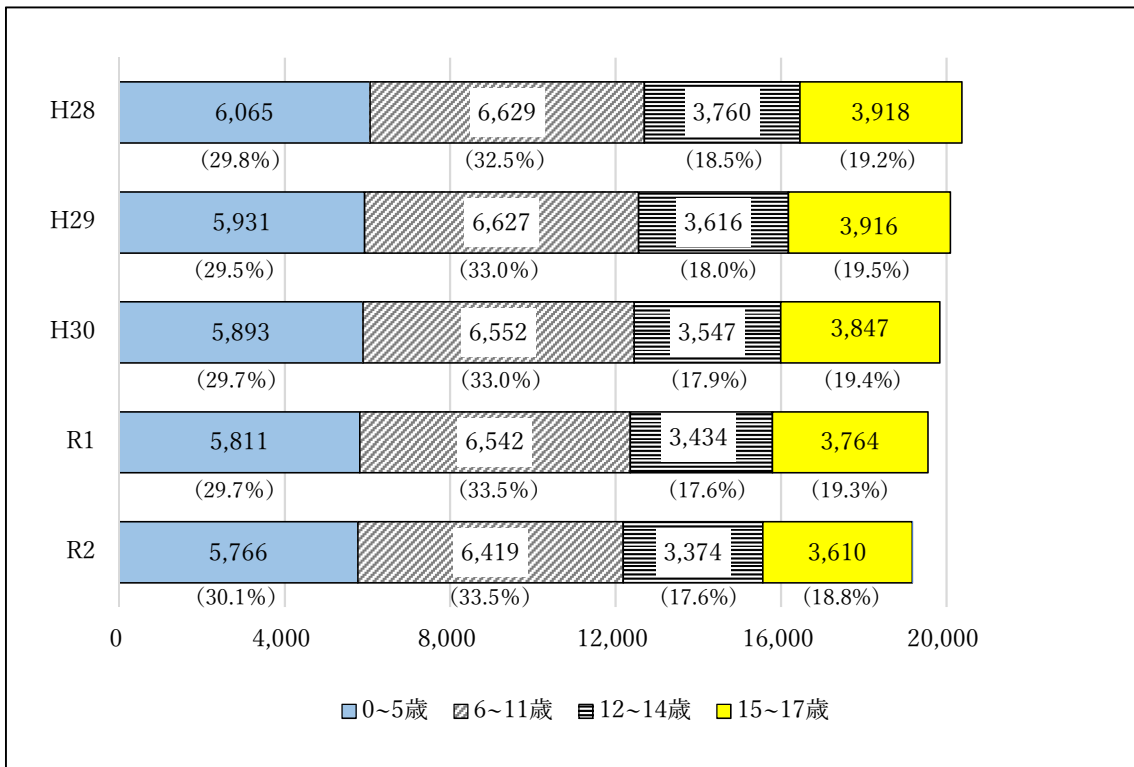
(4) 子どもの状況

令和2年4月現在の18歳未満人口は、19,169人（総人口に占める割合は16.0%）で、過去5年間で5.9%減少している状況です。少子化傾向は今後も続くと予想されます。

[子ども人口推移]

(各年4月1日現在、単位:人)

子ども人口	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
0～5歳	6,065	5,931	5,893	5,811	5,766
6～11歳	6,629	6,627	6,552	6,542	6,419
12～14歳	3,760	3,616	3,547	3,434	3,374
15～17歳	3,918	3,916	3,847	3,764	3,610
計	20,372	20,090	19,839	19,551	19,169



(5) その他の状況

① 外国人

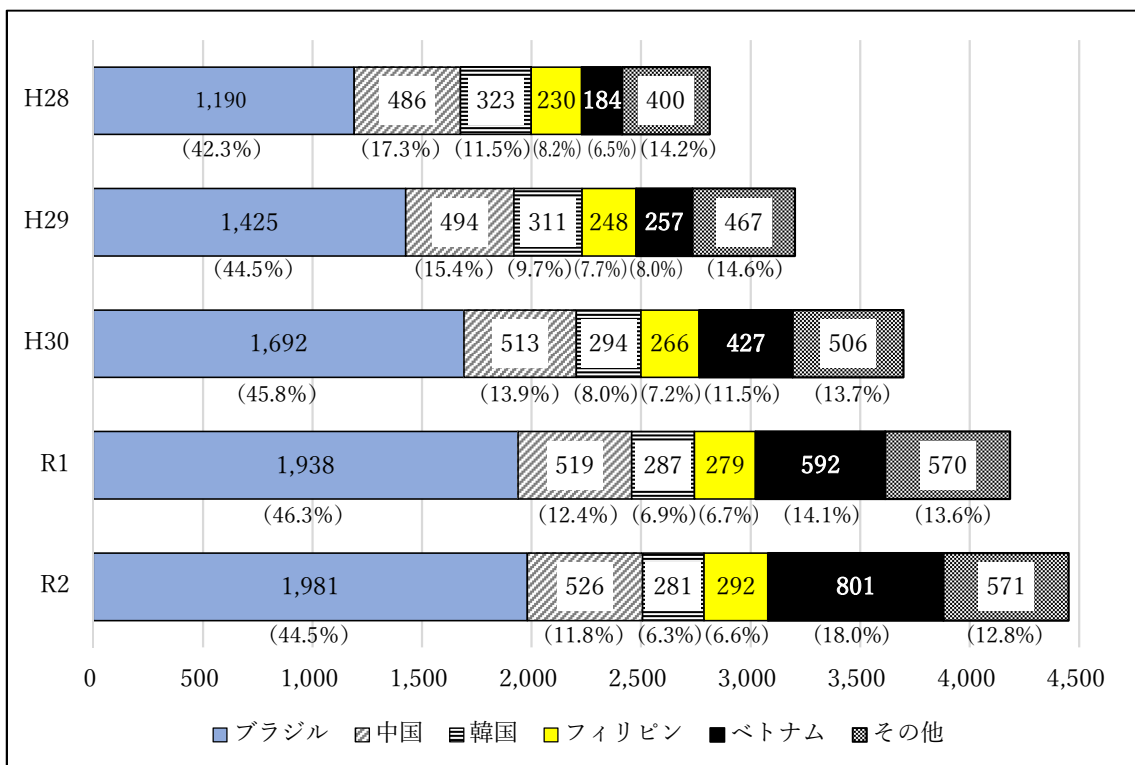
令和2年4月現在の外国人の人口は4,452人(総人口に占める割合は3.7%)で、過去5年間で58.3%と大幅に増加しています(平成28年4月時点の総人口に占める割合は2.4%)。内訳としては、ベトナム籍が過去5年間で335.3%、ブラジル籍が66.5%増加しています。

なお、令和2年4月現在の構成内訳は、ブラジル籍が外国人全体の44.5%、ベトナム籍が18.0%、中国籍が11.8%という状況です。近年は、ベトナム籍の方の増加が顕著です。

[外国人の人口推移]

(各年4月1日現在、単位:人)

国籍	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
ブラジル	1,190	1,425	1,692	1,938	1,981
中国	486	494	513	519	526
韓国	323	311	294	287	281
フィリピン	230	248	266	279	292
ベトナム	184	257	427	592	801
その他	400	467	506	570	571
計	2,813	3,202	3,698	4,185	4,452



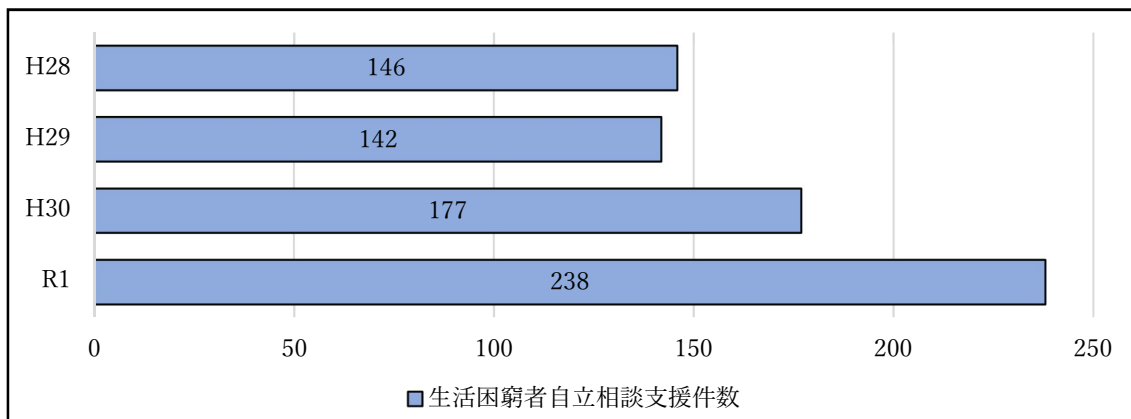
② 生活困窮等

令和元年度の生活困窮者自立相談支援件数（実績）は238件で、平成28年度の146件に比べて63.0%増加しています。一方、生活保護世帯数は過去5年間で8.2%、人員数は14.9%減少しました。

[生活困窮関係推移]

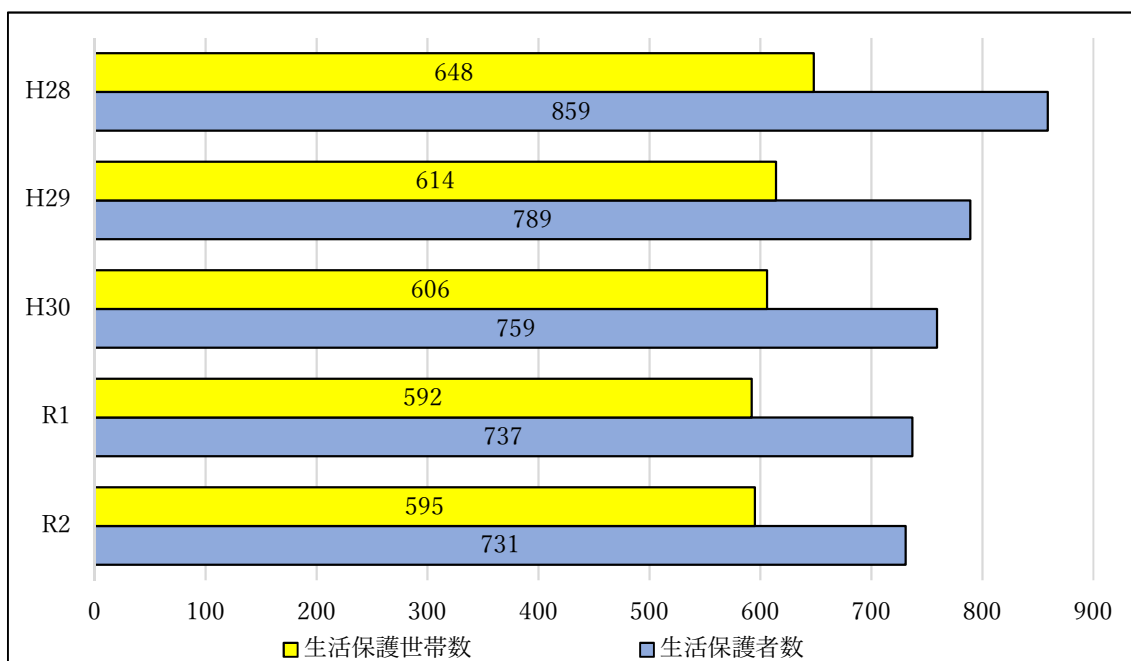
（各年度実績、単位：件）

生活困窮関係	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
生活困窮者自立相談支援件数	146	142	177	238



（各年4月1日現在）

生活保護関係	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
世帯数(世帯)	648	614	606	592	595
人員(人)	859	789	759	737	731
保護率(%)	7.3	6.7	6.4	6.2	6.1



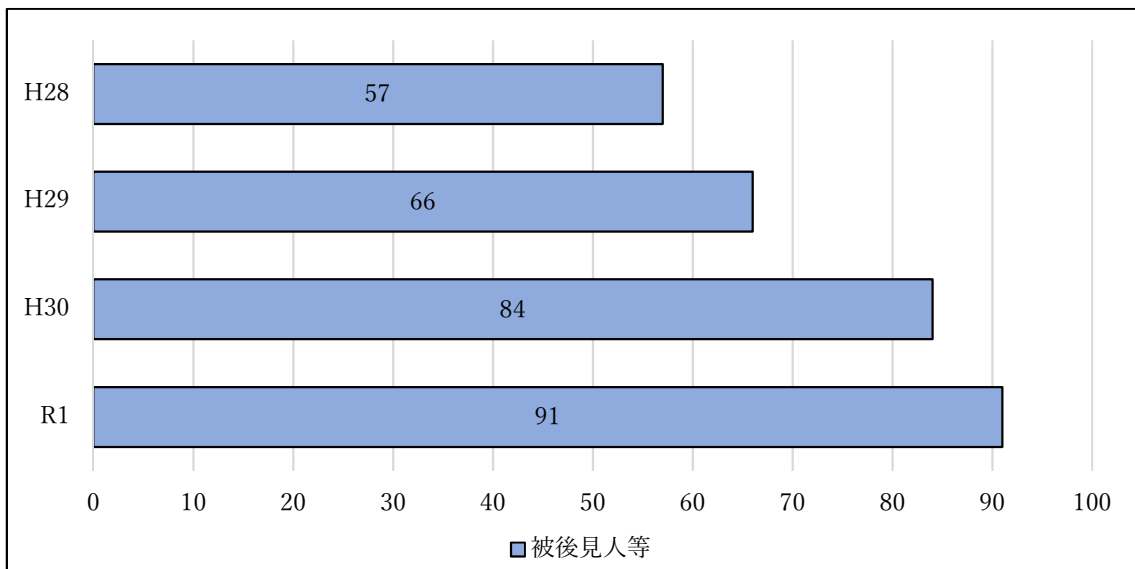
③ 成年後見

令和元年度の成年後見[※]制度・被後見人等（NPO法人知多地域成年後見センターが後見人等であるもの）は91人で、平成28年度から59.6%増加しています。今後も増加が続く見込みです。

〔 成年後見関係推移 〕

(各年度実績)

成年後見関係	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
被後見人等(人)	57	66	84	91
市長申立て(件)	12	8	12	11
成年後見センターへの 相談・支援件数(件)	452	550	370	402



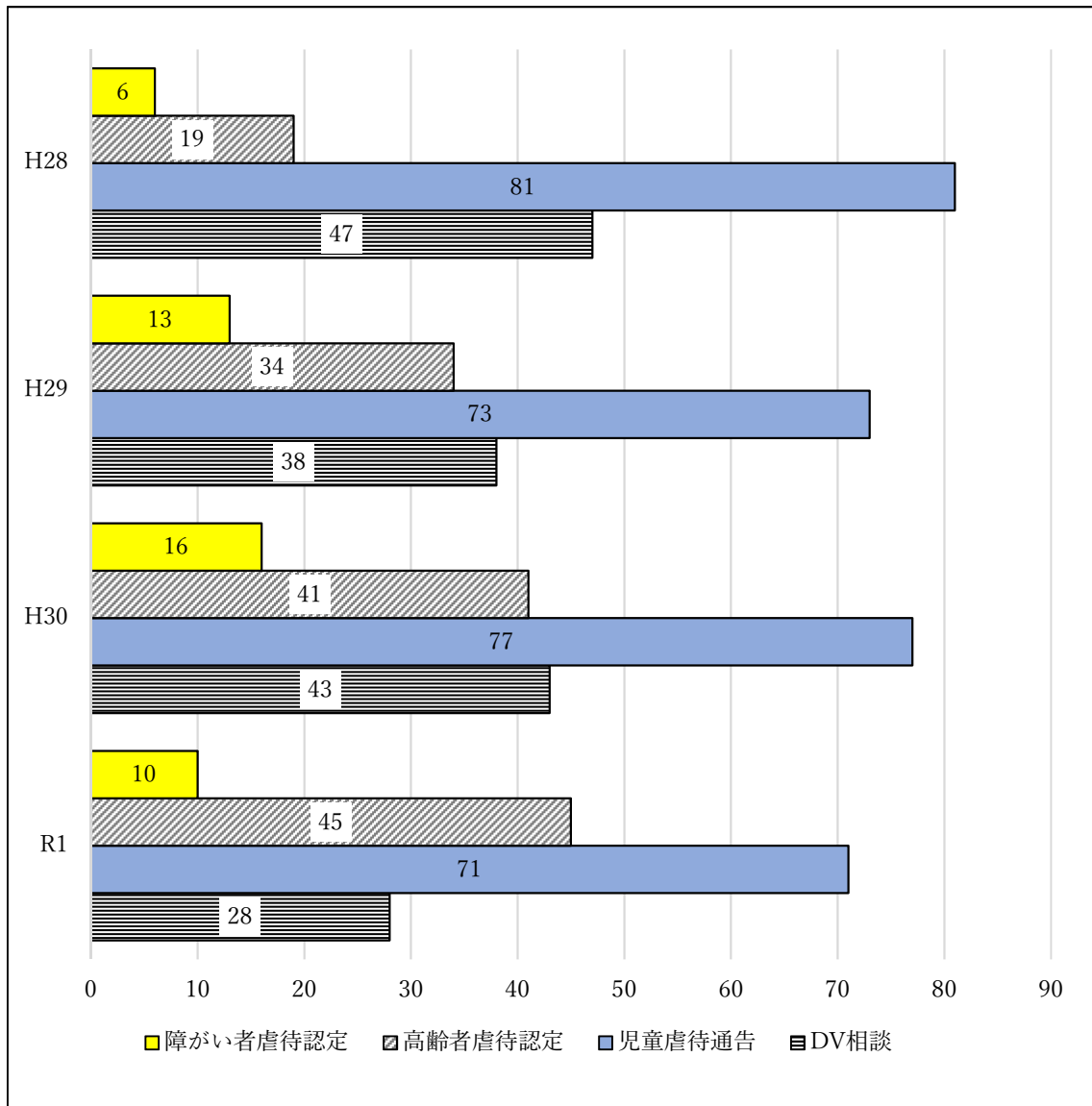
④ 虐待等

令和元年度の障がい者虐待認定件数は10件、高齢者虐待認定件数は45件、児童虐待通告件数は71件、DV（配偶者等からの暴力）相談受付件数は28件で、過去4年間の状況はそれぞれ以下のとおりです。

[虐待等推移]

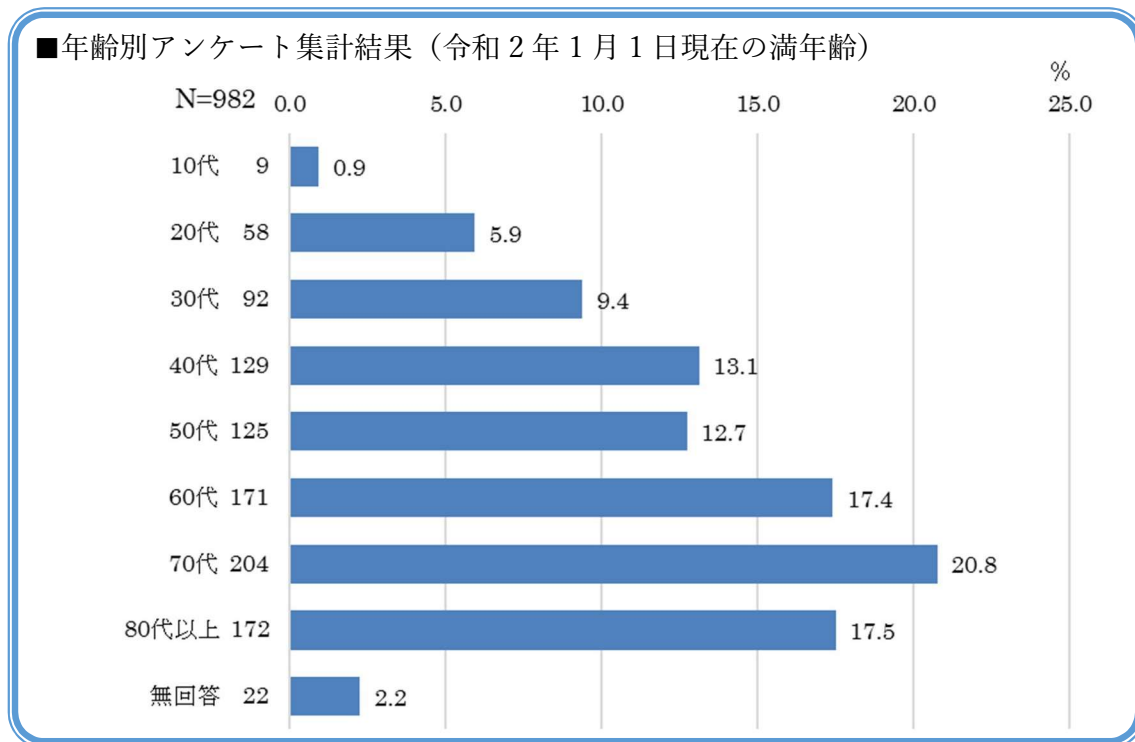
(各年度実績、単位:件)

虐待等関係	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
障がい者虐待認定件数	6	13	16	10
高齢者虐待認定件数	19	34	41	45
児童虐待通告件数	81	73	77	71
DV相談受付件数	47	38	43	28



第2節 市民意識調査等から見た課題

市民アンケートによる意識調査や「ふくし井戸端会議」などによる地域課題抽出のための聞き取り調査等の結果は、以下のとおりです。



（1）地域のつながり等について

自治区や地域コミュニティなどの地域活動を行う人が減少し（市民アンケート（以下同じ）問13）、また、ほとんど近所付き合いをしない人も増えており（問7）、地域のつながりは希薄化の傾向にあると言えます。

一方、「今後どのようなことで地域貢献ができますか」という問い（問11）に関しては、「地域のイベントや作業への参加（34.6%）」と回答した人が最も多く、「特にできることはない（32.4%）」と回答した人を上回っていることから、地域活動等への参加意欲は決して低いわけではないと言えます。その意欲を実際の活動へとつなげるきっかけ作りが必要です。

また、「ふくし井戸端会議」などによる聞き取り調査等では、「身近な地域に気軽に集まれる居場所が無い・少ない」といった意見が多数ありました。また、市民アンケートでは、そのような居場所の一つとして整備等した「地域ふれあい施設」や「地域サロン」を知っている人は、それぞれ26.3%及び13.6%にとどまっています（問21）。地域の居場所を増やしていくことに合わせて、既存の居場所を広く周知することも必要です。

(2) 困りごとの相談等について

聞き取り調査等では、「困りごとがあっても市役所には相談しない」「家族以外に相談しない」「支援が必要なのに支援を受け入れない・支援先につながらない」など、困りごとの相談に関する意見が多数ありました。

市民アンケートでも「困りごとを誰に相談していますか」という問い(問9)について、「家族・親族」と回答した人は83.3%、「友人・知人」と回答した人は40.3%であったのに対し、「市役所」と回答した人は4.5%にとどまります。また、「(そもそも)相談しない」と回答した人は7.4%となっています。

さらに、「なぜ相談しないのですか」という問い(問9-1)については、「信頼できる人・相談できる人がいない」と回答した人が23.3%、「どこに(誰に)相談したらよいか分からない」と回答した人が9.6%、「なんとなく相談しづらい」と回答した人が6.8%という結果となっています。

気軽・身近に相談できる窓口を整備・周知して相談先の間口を広げるとともに、積極的なアウトリーチ*型相談支援を展開することが必要です。

(3) 地域活動の担い手について

市民アンケートの調査結果として、現在、自治区や地域コミュニティなどの地域活動を行っている人の年齢として最も多かったのは「60代」の22.2%であり、次いで「70代」の21.6%、「80代以上」の19.2%と続きます(問13)。地域で活躍される高齢者が多く、高齢者の社会参加促進という点では歓迎すべき状況とも言えますが、聞き取り調査等では、将来の担い手不足を懸念する声も出ています。今のうちから若い世代の参加を促す取組が必要です。

(4) その他

市民アンケートの「日常生活の中で、どのような悩みや不安がありますか」という問い(問8)について、最も多かった回答は「自分の健康に関すること(53.4%)」であり、次いで「家族の健康に関すること(38.0%)」、「収入や家計に関すること(32.0%)」、「災害に関すること(26.0%)」と続きます。

また、聞き取り調査等では、「高齢者や障がい者の移動手段(買い物・通院等)」や「外国人の増加に伴うトラブル」、「認知症高齢者・単身高齢者の増加」、「空き家の増加」などを懸念する声がありました。

市民アンケート調査結果の詳細は、参考資料5(61ページ)、
地域課題抽出のための聞き取り調査等の詳細は参考資料4(52ページ)をご覧ください。

第3章 基本理念等

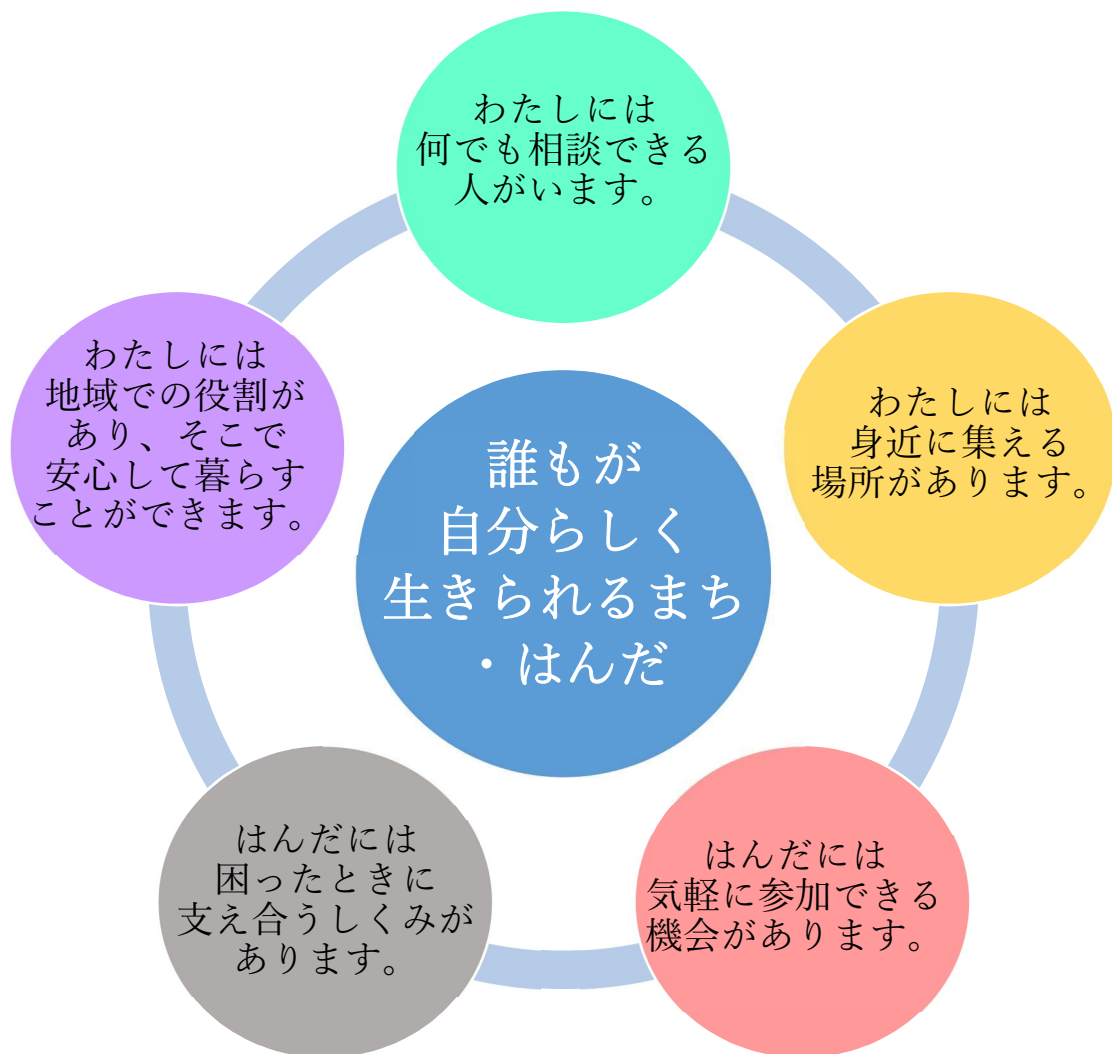


第1節 基本理念等

■第1次計画の基本理念の継承

平成22年4月策定の第1次計画では、乳幼児から高齢者まで、全ての市民の「いだんのくらしのしあわせ」の実現を目指して次の基本理念を掲げ、地域福祉に係る各施策を展開してきました。

[基本理念]



この理念は、本市の今日のかつ普遍的な地域福祉活動の目指すべき姿を表しています。そのため、第2次計画においても、これを継承することとし、引き続きこの理念に基づいて地域福祉活動を実践していくこととします。

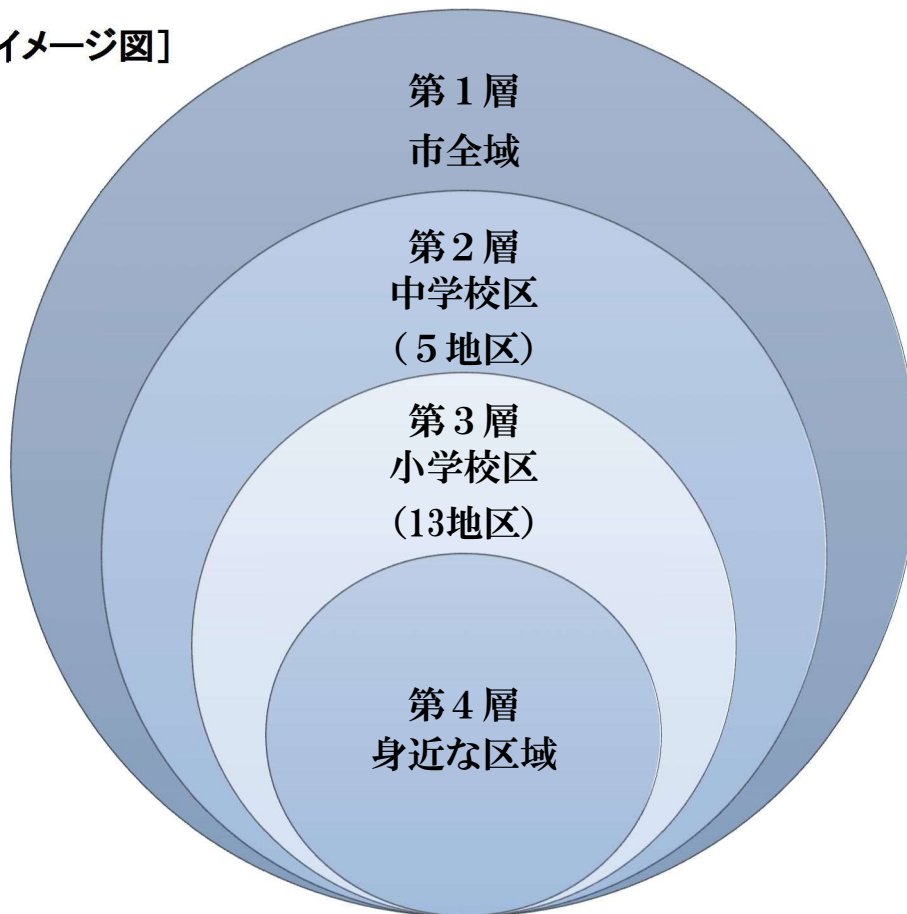
第2節 地域福祉活動の階層

左記基本理念に基づき地域福祉活動を展開するにあたっては、「市全域で進めること」と「住民に身近な地域で進めること」の二つの視点が必要です。

そこで、本市区域を次の4つの区分に階層化し、それぞれを整理しました。

本市において地域福祉を推進するにあたっては、それぞれの階層に応じた効果的な展開を図ります。

〔階層イメージ図〕



第1層	市全域で均等均一の制度的福祉サービスを展開
第2層	地域特性に応じた地域福祉活動や、住民に身近な地域での専門的相談支援等を展開
第3層	より地域特性に応じた地域福祉活動等を展開 (地域住民の直接参加による地域福祉活動の中心的階層)
第4層	自治区、町内会、隣組等の区域で、ご近所同士のささえあいの基盤となる階層

各階層で展開する福祉サービスや地域福祉活動等の例

第1層	介護保険給付、国民健康保険給付、福祉医療費助成、生活保護、生活困窮者自立支援、障がい者自立支援、児童手当その他の手当支給、健康診査 など
第2層	地域子育て支援拠点の整備、住民に身近な地域での専門的相談支援、住民による助け合い組織（お助け隊）の活動、各地区ささえあい活動計画の策定（推進） など
第3層	ふくし井戸端会議の開催、ふくし共育の実践、にじいろサポーターの配置、地域ふれあい施設の運営 など
第4層	民生・児童委員活動、地域サロンの運営、災害避難時の声掛け、日頃のささえあい など

コラム ②

雑巾♡ちくちくプロジェクト

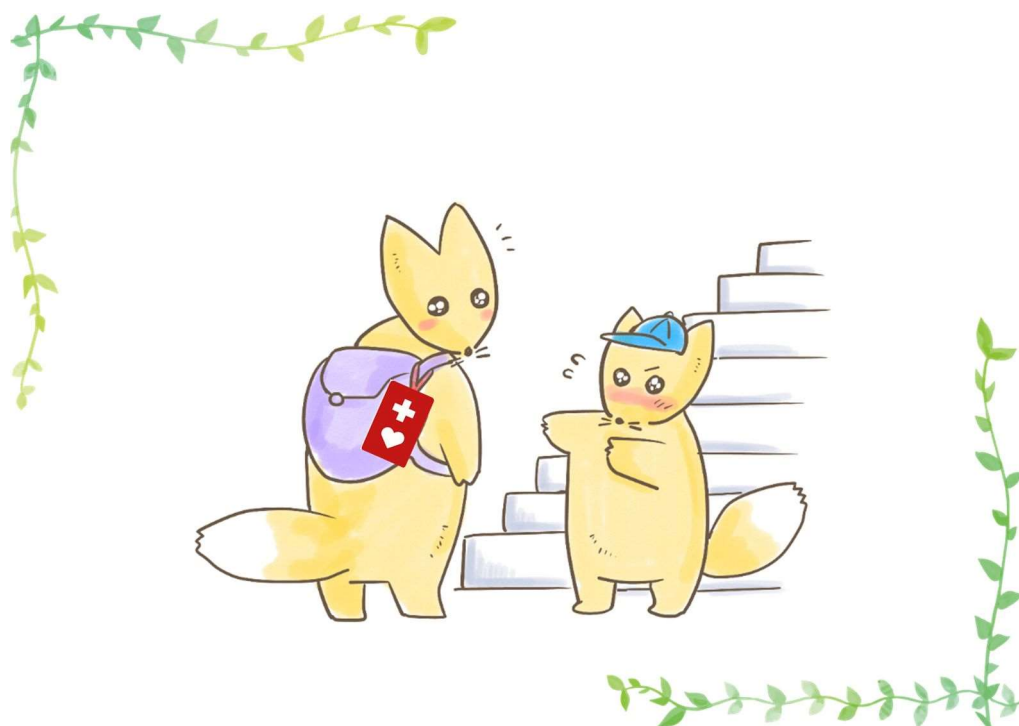
『雑巾♡ちくちくプロジェクト』とは、令和元年の豪雨災害（台風19号）に遭われた長野県等のみなさんにお届けするタオル集めをきっかけにはじまった活動です。日本福祉大学等が中心となって集めた古タオルは約2万枚。これを被災された方々の泥出し作業等に使うよう雑巾に加工しました。

水害に遭われて苦労されている方々に思いを寄せ、防災・減災について話し合いながら、地域住民のみなさんが毎日「心を込めて“ちくちく”」手縫いしてくださいました。障がいのある方々やデイサービス事業所に通所されている高齢の方々、そして子どもたちもこのプロジェクトに協力してくれました。

令和2年も九州はじめ全国各地の豪雨災害被災地に、この雑巾をお届けしています。



第4章 基本目標と施策体系



第1節 基本目標

市民アンケートによる意識調査や「ふくし井戸端会議」などによる地域課題抽出のための聞き取り調査等を行ったところ、「地域のつながり」に関することや、「困りごとの相談」に関すること、「地域活動の担い手」に関すること、その他様々なことが本市の地域福祉推進に係る課題として浮かび上がってきました。

そこで、本計画の基本目標を次のとおり定めることとし、これらの目標に向けて各種施策を推進していくこととします。

基本目標1 ささえあいの地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の福祉活動基盤の運営継続と発展を支援し、ささえあいの地域づくりを目指します。

基本目標2 包括的・重層的・伴走的な相談支援

あらゆる福祉分野の相談支援の充実を図るとともに、相談支援機関の連携を深め、複雑・多様な課題や不安を抱える方を早期に発見、包括的・重層的・伴走的^{*}に支援する体制の整備を目指します。

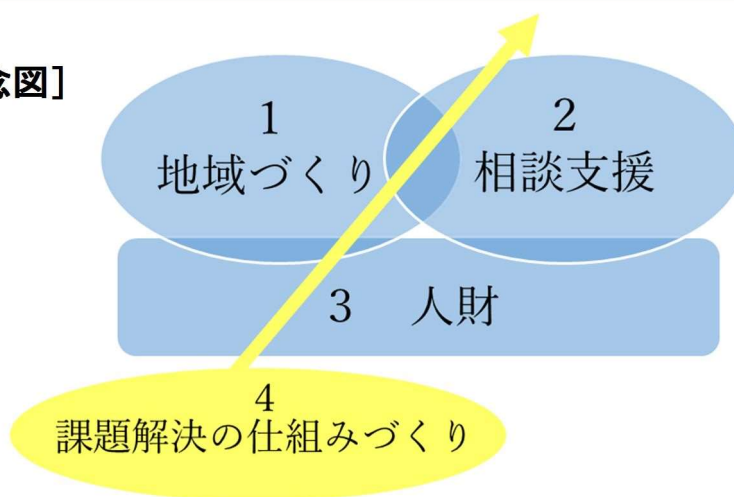
基本目標3 ふくし人財の確保・育成

地域のささえあいから社会福祉事業まで、全ての福祉活動は人の力により成り立っており、その意味で福祉活動従事者は大切な「資産」と言うことができます。広く福祉活動従事者を「ふくし人財^{*}」として捉え、その確保・育成を目指します。

基本目標4 課題解決の仕組みづくり

社会情勢の変化等により生じる新たな課題等について、関係機関と連携・協力して解決の仕組みづくりを目指します。

[基本目標の概念図]



「(基本目標1) ささえあいの地域づくり」と「(基本目標2) 包括的・重層的・伴走的な相談支援」を推進するとともに、地域福祉を担う「(基本目標3) ふくし人財の確保・育成」に努めます。

また、これらを進めるにあたり生じる課題について「(基本目標4) 課題解決の仕組みづくり」に取り組みます。

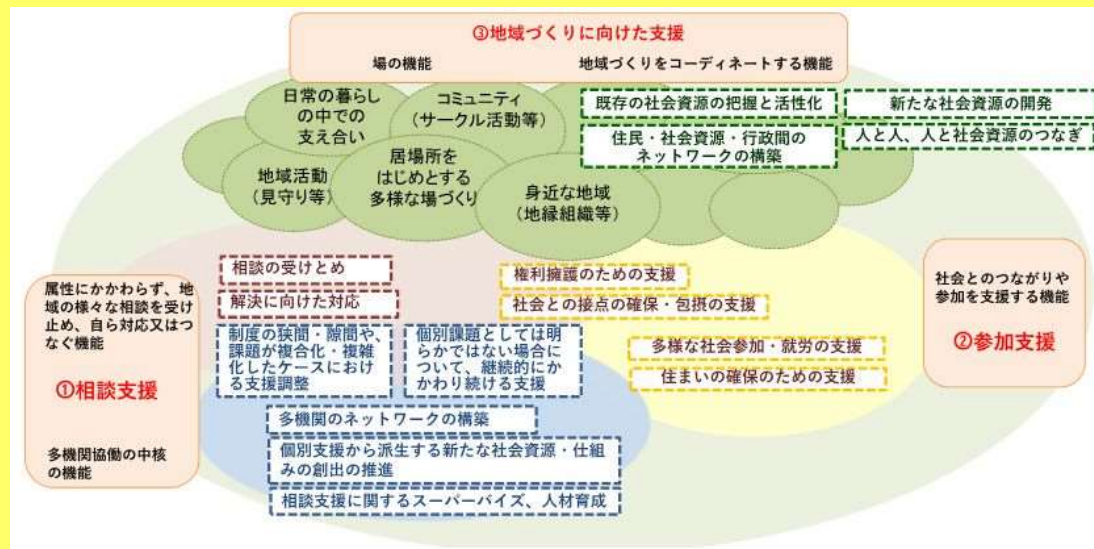
コラム ③

重層的に支援する！

令和2年6月に改正社会福祉法が可決・成立し、法制度として重層的支援体制整備事業が創設されることとなりました（令和3年4月施行）。

これは、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、①相談支援、②（社会とのつながり等を支援する）参加支援、③地域づくりに向けた支援、これら3つの支援を市町村が一体的に取り組んでいくというものです。

半田市においても、この新たな取組を進めていくため、今後さらなる支援体制の充実を図ることを念頭に本計画を策定しています（個々の取組は第5章をお読みください。）。



第2節 施策体系

基本目標1 ささえあいの地域づくり	
<u>推進施策(1)</u> 地域福祉活動基盤の 発展推進	■ 主な取組 ■ ①地域福祉課題の共有と解決に向けた協議の場づくり ②地域の住民交流拠点・助け合い活動の発展推進 ③民生・児童委員、保護司等の活動推進
<u>推進施策(2)</u> 防災・減災の推進	■ 主な取組 ■ ①災害時避難行動要支援者支援制度の充実 ②福祉避難所等の整備推進
基本目標2 包括的・重層的・伴走的な相談支援	
<u>推進施策(1)</u> ふくし相談窓口等の 拡充	■ 主な取組 ■ ①地域の身近な「ふくし相談窓口」等の拡充
<u>推進施策(2)</u> 相談支援機関の 連携強化等	■ 主な取組 ■ ①相談支援機関の連携強化 ②就労・住まい・移動等に関する支援の充実
<u>推進施策(3)</u> 生活困窮者等 自立支援の充実	■ 主な取組 ■ ①自立相談支援等の充実 ②自殺・ひきこもり・虐待・累犯・支援拒否等 困難ケースの対応充実
基本目標3 ふくし人財の確保・育成	
<u>推進施策(1)</u> 地域福祉の担い手 育成	■ 主な取組 ■ ①ふくし理解の促進 ②地域福祉の担い手育成
<u>推進施策(2)</u> 介護人材等の確保 支援	■ 主な取組 ■ ①介護人材等の確保支援
基本目標4 課題解決の仕組みづくり	
<u>推進施策(1)</u> 課題解決の 仕組みづくり	■ 主な取組 ■ ①ふくし課題プロジェクト

第5章 推進施策と主な取組



この章では、第4章で設定した基本目標に向けて推進する各種施策と主な取組、チャレンジ項目について定めています。

◆◆ チャレンジ項目とは ◆◆

第2次半田市地域福祉計画の計画期間（令和3年度～令和7年度）において、実現可能性の有無にかかわらずチャレンジしたいと考える先進的取組であって、その取組が実現することで半田市の地域福祉が大きく前進すると考えるものです。



基本目標1	ささえあいの地域づくり
--------------	--------------------

評価指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「ふくし井戸端会議」参加者数	565人/年	800人/年
「災害時避難行動要支援者名簿」を活用した防災訓練実施件数	2件/年	7件/年

推進施策(1) 地域福祉活動基盤の発展推進

■ 概要 ■

地域住民と市・半田市社会福祉協議会※（以下「社協」と言います。）・関係機関がともに地域の課題について協議等する「ふくし井戸端会議」、住民交流拠点の「地域ふれあい施設」や「地域サロン」、住民同士の助け合い組織である「お助け隊」、民生・児童委員や保護司等による地域に根ざした福祉相談や援助活動、福祉事業所等による地域貢献活動等、これまでに築かれてきた本市の地域福祉活動基盤はそれぞれ活発に運営・活動が続けられており、まさに本市の誇りであると胸を張ることができます。

一方、一部の拠点や組織では運営スタッフの高齢化や担い手不足が課題となっており、また、近年、地域生活課題が以前に増して複雑化・複合化する中で、民生・児童委員等の負担が増えていることも懸念されています。

地域住民と市・社協・関係機関のさらなる連携・協力により、地域福祉活動基盤の運営継続と発展を推進します。

■ 主な取組 ■

① 地域福祉課題の共有と解決に向けた協議の場づくり

本市では、従来から、地域住民と市・社協・関係機関がともに様々な課題を共有し、解決に向けて話し合う場として、「ふくし井戸端会議」を開催してきました。過去のふくし井戸端会議での協議等により発足した「地域サロン」や「お助け隊」も多く、ふくし井戸端会議はまさに本市の地域福祉の原点であると言えます。

今後も引き続き、ふくし井戸端会議等、地域の課題を共有し解決に向けて協議を行う場の創出に取り組みます。

② 地域の住民交流拠点・助け合い活動の発展推進

引き続き地域住民と市・社協・関係機関が連携・協力し、住民交流拠点や助け合い組織の運営継続と活動発展に取り組みます。

また、今後は、地域社会とのつながりの場となる拠点・組織として、地域住民のさらなる参加促進を図ります。

③ 民生・児童委員、保護司等の活動推進

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により地域生活課題が複雑化・複合化する中で、地域に根差して社会福祉増進に努める民生・児童委員や、犯罪予防と再犯防止に努める保護司及び半田更生保護サポートセンター※などの活動を市・社協が連携してささえ、福祉相談や援助活動等の推進に取り組みます。

推進施策(2) 防災・減災の推進

■ 概 要 ■

近年、全国各地で地震や豪雨などの大規模災害が発生しています。本市においても南海トラフ地震等の発生が危惧される中で、地域における防災・減災体制の充実を急ぐ必要があります。

そのため、いざというときに住民同士が互いにささえあうことができるよう、日頃から地域の中で顔の見える関係を築くとともに、高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦・外国人等の避難行動や避難所生活に支援・配慮を要する方を地域でささえる体制づくりなどを推進します。

■ 主な取組 ■

① 災害時避難行動要支援者支援制度の充実

地域における防災・減災意識の向上を図るとともに、高齢者や障がい者等の避難の実効性確保に向け、災害時避難行動要支援者名簿※を用いた避難訓練などを実施する自治区等の拡充を図ります。

また、実際に大規模災害が発生したときの避難支援がより効果的なものとなるよう、名簿活用の方策検討や名簿情報の追加等に取り組みます。

② 福祉避難所等の整備推進

要配慮者※が安心して避難所生活を送ることができるよう避難所における支援体制の整備充実を図るとともに、高齢や障がいのために専門的支援を要する場合は、福祉事業所等の協力を得て福祉避難所の開設等を行い、生活相談支援や日常生活支援等を実施する体制の整備に取り組みます。

チャレンジ項目



- 小学校区コミュニティや自治区等の役員としての福祉委員等設置・組織化
- 地域貢献活動等を行う福祉事業所、企業等の拡充と連携体制整備
- 外国籍市民の地域活動参加の仕組みづくり
- 地域における要配慮者理解のためのふくし共育の実施
- 災害時避難行動要支援者名簿の平常時からの提供先拡大と各支援者の連携体制整備
- 福祉事業所等の地域防災訓練参加促進
- 指定避難所における要配慮者のための災害時福祉スペースの確保

コラム

④

障がいのある方も“防災・減災の推進”に貢献

全国各地で大規模な自然災害が発生していますが、半田市も巨大地震や豪雨により被災する危険性が高いと言われています。

東南海地震や伊勢湾台風等の過去の災害を教訓に、防災活動や避難所訓練に尽力されている地域住民は少なくありません。そんな中で、障がいのある方々もそれらの活動に参加され、災害時に支援・配慮を要する方の立場に立った助言を行って来ています。何でもない段差が車いすを利用されている方にとっては大きなバリアになってしまう…というように、実際に体験してみないと分からないことがたくさんあることに気付かされます。

いつかは半田市にも必ず来ると言われている大規模災害。大難が小難に、小難が無難になるように防災・減災の準備を進めていきたいものです。



コラム

⑤

防災訓練から「ふくし」を学ぶ！



令和元年11月、半田中学校を避難所とする防災訓練（半田市総合防災訓練）において、中学生が近所に住む高齢者のお宅を訪問し、高齢者の生活状況や災害時の備えなどを聞き取るとともに、防災訓練への参加について呼びかけを行いました。

訓練後の振り返りや中学生へのアンケートから、「自分たちが生活する地域には高齢者や子どもなど多くの住民がいること」、「日頃から顔を見知っていることが有事の際の行動につながること」、「平常時や災害時に自分たちができること」などについて学んでもらえた様子です。防災訓練や災害という視点から、地域のつながり・日頃のささえあいの必要性を感じ取ってくれたようです。

基本目標2

包括的・重層的・伴走的な相談支援

評価指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「にじいろサポーター養成講座」受講者数	延べ288人	延べ500人
「くらし相談室」自立支援件数	238人/年	300人/年

推進施策(1) ふくし相談窓口等の拡充

■ 概要 ■

本市では、従来から、市民相談ボランティアの「にじいろサポーター」を養成するとともに、住民に身近な地域で、どんなことも気軽に相談等できる「ふくし相談窓口」の整備を進めてきました。

今後は、より一層、地域住民にとって相談しやすい環境づくりや相談者の気持ちに寄り添った対応、適切な支援機関への連携・連絡などを実践することにより相談機能の拡充を推進します。

■ 主な取組 ■

① 地域の身近な「ふくし相談窓口」等の拡充

複雑・多様な課題や不安を抱える方の早期発見と適切支援に向けて、地域住民や関係機関との連携・協力を深めながら、引き続き「にじいろサポーター」の養成や「ふくし相談窓口」の整備を進め、相談機能拡充に取り組みます。

推進施策(2) 相談支援機関の連携強化等

■ 概要 ■

高齢、障がい、ひとり親、生活困窮その他あらゆる福祉分野の相談支援の充実を図るとともに、複雑・多様な課題や不安を抱える方を包括的・重層的・伴走的に支援するため、相談支援機関のさらなる連携強化を推進します。

■ 主な取組 ■

① 相談支援機関の連携強化

相談支援機関相互の連絡を密にして支援対象者の生活状況、生活課題、支援内容その他の情報を共有し、必要な支援が確実に支援対象者に届くよう相談支援機関の連携強化に取り組みます。

② 就労・住まい・移動等に関する支援の充実

就労や住まいに関すること、また、買物や通院のための移動手段に関すること等は健全な市民生活を送る上での基盤であることから、幅広く関係機関と課題を共有し、連携して支援の充実に取り組みます。

推進施策(3) 生活困窮者等自立支援の充実

■ 概 要 ■

本市では、複雑化・複合化した課題を抱える生活困窮者への包括的支援を目的として、平成27年度から生活困窮者自立相談支援事業を開始し、生活困窮者への相談支援を実施しています。

当事業により、これまで支援につながっていなかった方や縦割りの福祉制度の中で埋もれてきた方への支援が進みつつあります。しかしながら、未だ就労や家庭の問題につまずいている方、社会的に孤立している方、困窮家庭の子どもたちなど、支援を必要とする方は少なくありません。そのため、今後も引き続き、関係機関との連携・協力の下、自立支援の充実に推進します。

■ 主な取組 ■

① 自立相談支援等の充実

広く生活困窮者の相談に応じるとともに、積極的なアウトリーチにより支援対象者を早期に発見・把握し、その方の状態や生活課題に合わせて、家計・就労・住まい・社会参加などに関する支援を包括的に実施します。

② 自殺・ひきこもり・虐待・累犯・支援拒否等困難ケースの対応充実

自殺・ひきこもり・虐待・累犯（るいはん）※・支援拒否等、簡単に解決することのできない支援困難ケースについては、支援対象者の生活課題の深刻化・長期化を防ぐため、早期の予防的支援を旨とし、関係機関相互の情報共有と連携・協力の下、包括的・重層的・伴走的に支援し、対応充実に取り組みます。

コラム

⑥

“地域福祉の原点”が120年前の半田市に!?

日本初、日本最大級の民営弱者救済施設「榊原弱者救済所」

明治終期から昭和初期にかけて、今の半田市鴉根町の丘に「榊原弱者救済所」がありました。ここで暮らしたのは、孤児、障がい者、重病者、出獄者、不幸な身の上の女性など、みんな社会から捨てられた、立場の弱い人たちです。

救済所の主宰者は、榊原亀三郎。若い頃は暴れん坊で侠客の道に入ったこともありましたが、30歳の時に心を改めると、鴉根の丘に“新しい村”をつくり、30年にわたって1万5千人もの社会的弱者を救ったと伝えられています。

年齢や性別、生い立ち、身分、境遇などで相手を差別することなく、様々な困窮者を受け入れ続けたその姿勢は、まさに“地域福祉の原点”と言えるのではないのでしょうか。

今もなお、鴉根地区を始め、半田市内に福祉事業所が集積しているのは、亀三郎の“高く尊い意志”が生き続けてきた結果と言えるかもしれません。



チャレンジ項目



- にじいろサポーターと活躍の場をつなげるマッチング・システムの構築
- 福祉事業所等による“断らない”「ふくし相談窓口」の設置・拡充
- 外国籍市民のための生活相談の実施
- 相談支援機関の連携支援事例の検証・研究会の開催
- 地域サロン等のボランティアスタッフ体験を通じた就労準備支援（生活リズムの安定、コミュニケーション訓練、自信・意欲の醸成等）の実施拡充
- 住宅確保に支援を要する方（住宅確保要配慮者）への支援充実と大家等の理解促進のための「居住支援ガイドブック」の作成・活用
- 住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅の拡充
- 入居者の暮らしを見守り、困っているときには手を差し伸べる「見守り大家さん」の育成・拡充
- 公共交通空白地帯におけるコミュニティバスの導入拡大
- 住民に身近な地域での専門職による包括的相談支援事業の実施（地域住民への周知・利用促進含む。）

コラム

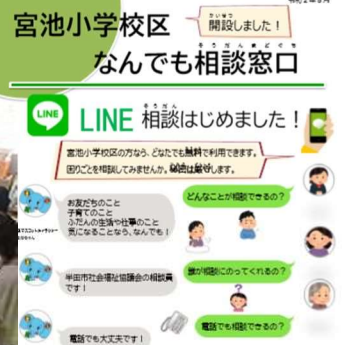
⑦

✎ 小学校が相談支援の拠点に！？

宮池小学校のコミュニティスクール活動の一環として、『宮池小学校区なんでも相談窓口』が開設されました。これは同小の学校運営協議会が中心となり活動されているもので、LINE アプリを活用した相談窓口や、教室の一部を利用した「小さな困りごとでも気軽に相談できる場」をつくる取組です。

困っていてもなかなか相談につながらない方、困っていることを人に知られたくない方、どこに相談に行ったらいいかわからない方など、支援につながらないとますます深刻な事態になってしまうことも……。

そのようなことにならないよう、誰もが安心して気軽に相談でき、必要に応じて専門の支援員へとつなぎ、困りごとの解決支援を行いたいとのことです。



基本目標3**ふくし人財の確保・育成**

評価指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
小・中・高等(専門)学校における「ふくし共育」開催校数	17校(65%)	26校(100%)

推進施策(1) 地域福祉の担い手育成**■ 概要 ■**

ささえあいの地域づくりを進めるためには、その担い手育成が欠かせません。一部の住民交流拠点や助け合い組織などでは、スタッフの高齢化等が課題となっており、新たな担い手の発掘・育成を急ぐ必要があります。

本市では、従来から市民啓発に力を注いできましたが、なお一層の啓発を図り、地域福祉に対する関心を高め、担い手育成を推進します。

■ 主な取組 ■**① ふくし理解の促進**

自分たちにとって身近な「ふくし」(ふだんのくらしのしあわせ)について学び考える「ふくし共育」を幅広い世代を対象に実践するとともに、様々なテーマ・実施形態の「ふくし勉強会」を開催して市民のふくし理解の促進に取り組みます。

② 地域福祉の担い手育成

各種サポーター養成講座を開催するとともに、講座参加者と住民交流拠点や助け合い組織等の運営スタッフとの交流会を開催するなど、地域福祉の担い手育成に取り組みます。

推進施策(2) 介護人材等の確保支援**■ 概要 ■**

急速な少子高齢化の進展などにより、近い将来、福祉事業所で働く介護人材等の不足することが危惧されています。介護職に限らず、福祉事業所において市民が適切な福祉サービスを受けるためには、広く福祉事業に従事する方の充足が不可欠です。

福祉事業従事者が不足することにより、市民の受ける福祉サービスが低下することのないよう、市内福祉事業所の人材確保支援を推進します。

■ 主な取組 ■**① 介護人材等の確保支援**

市内福祉事業所や日本福祉大学などと連携・協力して学生向けの事業所紹介・就職マッチング等に取り組むほか、先進自治体の動向等を調査研究してその結果を事業所と情報共有するなど、幅広く人材確保支援に取り組みます。

チャレンジ項目



- 未就学児（保育園・幼稚園）を対象としたふくし共育の実施（寸劇、紙芝居等）
- 現役で働く世代を対象とした、企業等との協働によるふくし共育の実施（定年退職後の地域活動参加準備、介護離職防止等）
- 企業等で働く方を対象とした、福祉事業所等でのふくし体験イベント・研修の開催
- 福祉事業所間の人事交流促進（合同研修会の開催、職員相互派遣制度の構築等）
- 福祉事業所紹介・就職マッチング等事業の対象者拡大（中高生、日本福祉大学以外の学生、福祉系学科専攻以外の学生等）
- 福祉事業所等への職員採用状況調査の実施
- 福祉事業所等の合同就職説明会の拡充
- 外国人技能実習生（介護職種）の受入研究・検討

コラム

⑧

半田市の「ふくし」がピンチ！

福祉といえば、「優しい、共助」等のイメージがある一方で「低賃金、大変」等、ネガティブに考える方もいらっしゃいます。現在の半田市の福祉を支える現場（福祉事業所や地域）では、人手・担い手不足が課題となっています。

課題を解消するべく、行政と市内福祉事業所が協働をして令和元年度に「ウェルフェアワークス」*・「介護・ささえあい活動人材フォーラム」*を開催しました。参加事業所同士も交流ができ、事業所の実情や知らない分野・職種等の理解が深まりました。今後も継続的に開催し、外国人や復職希望者等にも参加いただける内容にしていきたいと検討しています。

また、これまで“全ての市民の「ふだんのくらしのしあわせ」の実現”のため、「ふくし共育」をはじめとした事業を実施してきました。「ふくし」が確実に市民に浸透してきていますが、今後はさらなる普及のために未就学児や現役で働いている方等の幅広い世代への働きかけにも取り組んでいきます。

※ウェルフェアワークス

大学生向けの福祉事業所紹介イベント。（福）椎の木福祉会・（福）ダブルエッチジェー
・（福）半田市社会福祉協議会・（株）エヌエフユー・半田市地域福祉課の共催で実施。

※介護・ささえあい活動人材フォーラム

介護事業所紹介・地域のささえあい活動紹介イベント。半田市高齢介護課が主催し、介護事業所・地域活動団体の協力を得て実施。

基本目標4

課題解決の仕組みづくり

評価指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
ふくし課題プロジェクト実施件数	—	延べ10件

推進施策(1) 課題解決の仕組みづくり

■ 概要 ■

社会情勢の変化等により生じる新たな課題や、従来から課題と認識していながら未だ有効な対応策を確立できていないものについては、その解決の仕組みづくりを急ぐ必要があります。

そのため、そのような課題については、関係機関との連携・協力の下、課題テーマに応じたプロジェクトチームを結成し、先進的な取組事例の調査研究や対応策に係る協議検討などを重ね、課題解決の仕組みづくりを推進します。

■ 主な取組 ■

① ふくし課題プロジェクト

解決すべき課題について、テーマごとに市民・行政・社協・関係機関などからメンバーを選定してプロジェクトチームを結成し、検討会議を重ねて課題解決の仕組みづくりを行います。


チャレンジ項目



○市民団体や福祉事業所等による地域福祉課題の解決に向けた研究発表会の開催

コラム

⑨

 “もったいない”を“ありがとう”に！

半田市社会福祉協議会では、『フードドライブ事業』を行っています。これは、賞味期限まで1か月程度の食材を地域住民のみなさんや企業・商店等からご提供いただき、フードロス問題への対応と子ども食堂等への支援を目的に活用しようという取組です。

令和2年はコロナ禍により経済的なダメージを負われた方々の支援にも有効活用させていただくことができました。

これからも「“もったいない”を“ありがとう”に！」を合言葉に、この活動を継続していきたいと思っています。



第6章 計画の推進にあたって



市の関係部署及び社協との連携を深め、地域住民・福祉事業者・福祉活動団体等との協力の下、この計画に定める施策を推進します。また、地域福祉計画推進委員会を設置して進行管理及び評価を行い、その結果について広く情報発信を図ります。

(1) 地域福祉計画推進委員会

地域住民・福祉事業者・福祉活動団体の代表者等で構成する委員会を設置します。定期的に会議を開催して計画事業の進行管理及び評価を行います。



(2) 地域福祉計画推進コア会議

市の関係部署の担当者及び社協職員による会議を定期的に開催し、推進施策に関する情報共有・意見交換を行うとともに、各分野に共通して取り組むべき福祉課題などについて協議検討します。